

藤沢市自転車等駐車場 指定管理者募集要項

2026年（令和8年）7月
藤沢市道路下水道部
道路下水道総務課

目次

はじめに	- 4 -
I 募集概要	- 4 -
1 募集の趣旨及び同一団体による一括管理	- 4 -
2 対象施設	- 4 -
3 指定管理期間内に求める要件	- 4 -
4 指定管理期間	- 5 -
II 指定管理業務	- 5 -
1 指定管理者が行う業務	- 5 -
2 利用料金、指定管理者の経費等	- 5 -
3 障がい者に対する利用料金の減免措置	- 6 -
4 感染症等に係る感染防止の取組み	- 6 -
5 施設に変更が生じる場合の措置	- 7 -
6 損害賠償とリスク分担（責任区分）	- 7 -
7 提案事項（必須）	- 8 -
8 提案事項（任意）	- 8 -
III 選定方法	- 8 -
1 選定基準	- 8 -
2 応募要件	- 9 -
3 共同事業体（JV）の取扱い	- 9 -
4 公募手続きの概要	- 10 -
IV その他	- 14 -
1 第三者への業務委託	- 14 -
2 モニタリングの実施	- 14 -
3 公の施設指定管理者評価委員会評価	- 14 -
4 アンケート調査の実施	- 15 -
5 情報の取扱い	- 15 -

6	市政への協力	- 15 -
7	業務の継続が困難になった場合の措置	- 15 -
8	法令等の遵守	- 16 -
9	引継ぎ	- 16 -
10	その他	- 16 -
11	連絡・提出先	- 16 -

はじめに

藤沢市（以下「市」という。）が設置した有料自転車等駐車場（以下「自転車等駐車場」という。）の管理にあたり、利用者サービスの向上、効率的かつ安定的な運営管理及び効果的な企画を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び藤沢市自転車等駐車場条例（平成8年藤沢市条例第27号）第17条（以下「自転車等駐車場条例」という。）の規定に基づき、指定管理者の募集を行います。

今回、本施設の効率的・効果的な運用のため、令和9年度から令和14年度までの5年間の指定管理期間における本施設の管理運営について、指定管理者を募集するものです。

I 募集概要

1 募集の趣旨及び同一団体による一括管理

市は、自転車等駐車場の管理運営にあたり、管理運営経費の縮減が図られること、利用者の平等な利用が確保されること、適切な維持及び管理を行うことを目的として、施設の管理運営を安定して行う物的・人的能力を有する法人又は団体を募集します。

以上の目的を効率的に実現するため、有料自転車等駐車場28施設全ての管理運営を同一団体で行ってください。

2 対象施設

市が設置した有料自転車等駐車場28施設（既存の27施設及び令和8年度新設予定の1施設と合わせて28施設）

※各施設の概要は別添1「藤沢市自転車等駐車場位置図」及び別添2「藤沢市自転車等駐車場施設の概要」を参照。

※指定管理期間内に新たに自転車等駐車場を設置する場合は、所定の追加指定の手続きを行います。

3 指定管理期間内に求める要件

方針（経営ビジョン）	指定管理者の役割
持続的な経営力の確立	指定管理者は、自身が有する経営ノウハウを最大限に発揮し、サービス水準の向上や、徹底した経費削減を図り、持続的な経営力を確保すること。
老朽化対策の推進	指定管理者は、安全・安心な施設運営を心掛け、市と協力して設備の老朽化対策を推進するとともに、防犯対策の強化等に取り組むこと。

まちづくり施策との連動	指定管理者は、駅周辺地域の駐輪需要に対応し、市街地の活性化に資する都市施設として地域と連携を図りながら、まちの情報発信や社会経済環境の変化に合わせ、柔軟に自転車等駐車を運営すること。
-------------	---

4 指定管理期間

2027年（令和9年）4月1日から2032年（令和14年）3月31日まで（5年間）

ただし、指定管理者が地方自治法第244条の2第10項に定める指示に従わないとき又は管理運営業務に重大な支障があると市が判断したときは、指定管理期間内であっても指定管理者に対し指定の取消しをすることがあります。

II 指定管理業務

1 指定管理者が行う業務

- (1) 自転車等駐車場の管理運営に関する業務
- (2) 設備の維持管理に関する業務
- (3) 自転車等駐車場の秩序の維持に関する業務
- (4) 報告書等の作成及び文書管理に関する業務
- (5) その他、市と指定管理者が必要とする業務

※詳細は、「資料3 管理の仕様」を参照のこと。

2 利用料金、指定管理者の経費等

(1) 利用料金

ア 利用料金制

自転車等駐車場は、利用料金制による運営を行います。利用料金制とは、施設の利用料金収入を指定管理者のものとし、その収入を施設の運営経費に充当する仕組みです。経営努力による経費縮減又は、利用料金収入額が増加した場合、その収支の差額から(2)の納付金を差し引いた額が指定管理者の利益となります。

なお、自転車等駐車場は利用料金によって経営が成立する想定で指定管理者を募集するため、市からの指定管理料の支払いは行いません。

イ 利用料金の設定

自転車等駐車場の利用料金は、自転車等駐車場条例第9条の2に定める範囲内で、市の承認の上、指定管理者が設定してください。

なお、令和４年から令和６年までの指定管理期間の収入及び料金体系は別添、参考資料１のとおりです。また、令和８年度に条例改正を行い、利用料金の上限額を引き上げる予定となっております。なお、６月議会で報告した内容については参考資料２のとおりです。

（２）納付金

市への基本納付金

指定管理者は、年度ごとに納付金を市に納付するものとします。納付金とは、自転車等駐車を管理・運営するために市が民間から賃借している機器・土地等に係る賃借料について、市が指定管理者に対し支払いを求めるものです。

今回の指定管理期間においては、直近４年間における本施設の納付実績額の平均である７５,０００,０００円を最低納付額として納付するものとします。また、当該最低納付額を超える利益については、市が支出する管理運営経費相当額（参考資料３）に達するまでの範囲において、その全額を基本納付金として、市に納付するものとします。消費税及び地方消費税の取扱いについては、機器・管理棟賃借料、電気代については課税とし、土地の賃借料については非課税となります。

※市の一般会計は適格請求書（インボイス）発行事業者への登録を完了しています。詳細は市ホームページ「インボイス制度の対応について」をご確認ください。

管理運営相当額、納付金の納付方法、納付期限、その他個別の金額については年度協定書により決定します。

なお、施設の追加や機器の更新等により、別途賃借料相当額等が発生した場合は、市、指定管理者が協議を行い、変更年度協定書を締結し、基本納付金額を決定するものとします。

３ 障がい者に対する利用料金の減免措置

自転車等駐車場では、自転車等駐車場条例第１０条の規定に基づき、障がい者が乗車する車両に係る駐車料金の５０％を減額します。

指定管理者は、利用料金制においても公の施設として制度運用を継続するものとします。ただし、減免措置に伴う利用料金収入の減や、障がい者減免用書類の作成費用等は指定管理者が負うものとし、市から補填は行いません。

４ 感染症等に係る感染防止の取組み

大規模感染症等により、利用者や指定管理業務の従事者等の生命と健康の安全を脅かす事態が発生、又は発生する恐れがある場合は、市の指示を待つ

ことなく、健康被害の発生予防、拡大防止を図ってください。

5 施設に変更が生じる場合の措置

- (1) 施設の建替え及び大規模修繕のため、施設の供用が不可能となった場合における事業計画書等との相違については、その都度、市と指定管理者との間で協議を行うものとします。
- (2) 指定管理期間内に自転車等駐車場が新設された場合、指定管理者は施設を追加して管理運営することを前提に市との協議に応じるものとします。

6 損害賠償とリスク分担（責任区分）

(1) 損害賠償に係る責任

指定管理者は、自己の責に帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。また、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条、同法第2条、民法（明治29年法律第89号）第715条等の規定により市が第三者に当該損害を賠償したときは、市は指定管理者に対し求償権を行使することがあります。

(2) リスク分担

施設の管理運営において、突発的な事故や躯体・設備の破損、自然災害の発生、経済状況の変動など、事前に把握・想定することが困難な事情に起因して発生する被害や損失について、市と指定管理者との間での基本的責任区分としてリスク分担をあらかじめ定めます。

リスク分担については、別紙「リスク分担表」を参照してください。

(3) 指定の取消し

市が指定管理者に対して行うモニタリングや日常的な監督において、指定管理者（共同事業体の場合は構成団体も含む）が、次の事項に該当すると認めたときは、市は指定管理者に対して業務の改善を行うよう指示を行います。なお、当該指示に従わない場合は、指定の取消し、若しくは期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。また、それに伴う損害の賠償を請求することがあります。

ア 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく市の指示に従わないとき。

イ 管理運営業務を継続することが適当でないと市が認めたとき。

ウ 本業務に関する基本協定その他合意事項を履行することができないと市が認めたとき。

エ 指定管理者又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体であることが判明したとき。

7 提案事項（必須）

次の事項について提案してください。

（１）接遇の向上に向けた取組み

自転車等駐車場の管理運営業務にあたる職員・現地係員・オペレーター等従事者については、市民と身近に接することから、苦情等に対応するなど組織的な取組み、研修等により徹底した接遇が必要となります。接遇の向上に向けた取組みを提案してください。

（２）施設の利用状況の公開

自転車等駐車場の利用者へのサービスとして、各駐車場の満空情報をリアルタイムで公開する取組みを提案してください。

（３）定期契約の予約待機者の解消

駐車需要が高い駐車場における定期契約の予約待機者を解消し公平性を保つ取組みを提案してください。

（４）追加納付金

指定管理者は年度毎に収支の差額が基本納付金を差し引いてなお、残額が生じる見込みとなる場合には、残額の５０％以上を追加納付金として市に納める提案をしてください。なお、追加納付金は利益の分配にあたるため、消費税及び地方消費税は不課税となります。

8 提案事項（任意）

指定管理者は、次の事項について任意で提案できます。提案内容は、指定管理者の審査選定にあたり加点対象として扱います。

- | | |
|----------------|---|
| （１）機器の入替にかかる提案 | <u>自己調達した機器への入替がコストメリットを見込める場合に、既存の機器を撤去し導入する提案（入替機器については指定管理者の負担とし、基本納付金を減額します。）</u> |
| （２）環境への配慮 | <u>SDGsの視点に立った提案等</u> |
| （３）その他特色ある提案 | <u>自らの負担による質の高い管理の取組み等</u> |

提案された内容で基本協定を締結します。なお、提案された事業の計画のうち、（１）（２）（３）については、指定管理者選定の評価対象となることから、変更することはできません。

Ⅲ 選定方法

1 選定基準

指定管理者の選定は、藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年12月9日条例第19号）に定める基準に従い、団体等の能力

評価、提案の内容評価から総合的に判断します。

2 応募要件

(1) 資格要件

2026年（令和8年）3月31日現在で、公営・民営等の複数の有料自転車等駐車場の管理について、3年以上の管理運営実績を有する団体等であること。

(2) 指定管理者に指定された場合に、自転車等駐車場施設全般を統括する事務所（以下「本部」という。）を市内に置くことができる団体等であること。

(3) 欠格事由

団体又は代表者が次のいずれかに該当する団体等（再委託先を含む。）は、応募することはできません。なお、欠格事由の該当の有無を確認するため、警察等関係官公署に照会を行う場合があります。

ア 地方自治法施行令167条（昭和22年政令第16号）の4の規定に該当する団体等

イ 藤沢市が行う指名競争入札において参加停止措置を受けている、若しくは藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱の別表に定める事項について、募集要項等の公表開始日から過去3年以内に該当したことがある団体等

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続きをしている者

エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定の取消しを受けたことがある者

オ 市税、県税、国税、労働保険料を滞納している者

カ 2年以内に労働基準監督署からは正勧告を受けており、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告が終わっていない者

キ 代表者が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ク 代表者が市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者

3 共同事業体（JV）の取扱い

複数の企業等が共同事業体を構成して応募する場合は、構成する全ての団

体が『2応募要件（3）』の欠格事由に該当しないことを確認し、あらかじめ共同事業体結成の協定書により定められた代表者が応募し、協定書の写しを提出してください。なお、同一の団体が重複して複数の共同事業体に参加し、同時に応募することはできません。

4 公募手続きの概要

（1）全体スケジュール

予定しているスケジュールは次のとおりであり、予告なく変更する場合があります。また、応募に係る経費は、応募する団体が負担することとします。

なお、選定過程及び選定結果は、藤沢市ホームページで公表します。

	内 容	期 日
1	募集要項等の公表・配付	令和8年7月27日（月）～8月27日（木）
2	質問の受付	令和8年8月4日（火）～12日（水）
3	質問への回答	令和8年8月24日（月）
4	応募書類の受付	令和8年8月31日（月）～9月7日（月）
5	書類審査期間	令和8年8月31日（月）～9月下旬
6	プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年10月13日（火）
7	候補者選定結果の通知	令和8年10月下旬
8	指定管理者の市議会議決	令和8年12月中旬
9	基本協定内容の合意	令和9年1月29日（金）まで
10	年度協定内容の合意	令和9年3月31日（水）まで
11	指定管理業務の開始	令和9年4月 1日（木）

（2）募集要項等の公表・配付

配布期間	令和8年7月27日（月）～8月27日（木）
方 法	募集要項等は、ホームページからダウンロードしてください。 窓口での配布は行いません。

（3）質問の受付・回答

提出期間	令和8年8月4日（火）～12日（水）
提出方法	電子メールで受け付けます。不着防止のため、送信後に道路下水道総務課へ電話連絡をしてください。 電 話：0466-50-3545（平日8時30分から17時まで） メール： fj-dorokasen-s@city.fujisawa.lg.jp

書 式	任意書式です。件名を「藤沢市自転車等駐車場 指定管理者質問書」とし、内容を簡潔明瞭に記載するとともに、質問が生ずる資料等の名称及び該当ページを明記してください。
回 答	令和8年8月24日（月）を予定。 質問に対する回答は藤沢市ホームページで公開します。

（４）応募書類の受付

期 間	令和8年8月31日（月）～9月7日（月）17時必着
提 出 方 法	道路下水道総務課窓口に持参又は郵送とします。（紙媒体及び電子媒体）。また、電子媒体については、提出前に、必ずウイルス対策ソフト（メーカー指定なし）で提出用媒体のウイルス感染の有無をチェックし、ウイルス感染が無いと確認したものを「ウイルス検査済証明書（第5号様式）」とともに提出してください。
提出書類	全てA4縦とし、正本1部及び副本20部、電子媒体（DVD又はCD）1部を提出してください。 また、表紙及び背表紙に「藤沢市自転車等駐車場指定管理者応募書類 正本（又は副本）」及び「応募団体名」を記載してください。 （１）指定管理者指定申請書（第1号様式） （２）申請資格等に関する確認書（第2号様式） （３）団体概要説明書（第3号様式） 次の事項等がわかる書類(任意の書式)を添付してください。 ア 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類及び法人にあつては登記事項証明書 イ 直近3か年間の事業報告書及び財務諸表（貸借対照表、損益計算書、財産目録） ウ 直近2か年度分の国税（法人税、消費税及び地方消費税）、県税（法人県民税・事業税）、市税（法人市民税、固定資産税）の納税証明書 （４）事業計画に関する書類（任意の書式） ア 事業計画書 審査評価基準表を参照し、その全ての評価項目ごとに作成し、タイトルは審査評価基準表の項目に合わせてください。 イ 収支計画書 上記を基本に、必要事項を盛り込み、指定期間5年間分を作成してください。

	※直接経費と管理費についての区分を表示するものとし、各項目の内容についても明記してください。 ※収支計画書については消費税率10%として計算してください。 (5) 指定管理者の指定申請に関する誓約書(第4号様式) ※共同事業体(JV)による応募の場合は、(1)(4)(5)の書類については、共同事業体として一体で提出することとし、(2)と(3)については、共同事業体に参加する全ての団体・個人の書類を提出していただきます。
留意事項	(1) 提出後は、提案書類の内容を変更することはできません。また、提出した書類は返却できません。市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。 (2) 申請書類に虚偽の記載があった場合は、申請を無効とします。 (3) 申請に関する費用は、すべて応募団体の負担とします。 (4) 応募団体が提出した書類に著作物が含まれる場合は、その著作権は応募団体に帰属します。ただし、審査選定及び手続きのために必要な場合は、市は当該著作物の複製使用ができるものとします。 (5) 市民等から公開を求められた場合については、藤沢市情報公開条例(平成13年条例第3号)における「行政文書」として同条例に基づく開示請求の対象となります。

(5) 審査選考

提出された応募書類から、市が最初に書面にて参加資格に関する審査を行います。必要に応じて、応募団体に対してヒアリング等を実施する場合があります。

参加資格に関する審査は、応募書類一式について委員の審査に付する前にあらかじめ事務局が審査し、必要書類が揃っているかの確認のほか、Ⅱ指定管理業務の1指定管理者が行う業務(※資料3管理の仕様参照)について網羅的に実施する事業計画となっているかを事前に把握するものです。必要書類の不足のほか、事業計画の不備についても、次のイの選定審査対象除外(失格)に該当します。

ア 審査内容

令和8年10月中旬に外部の委員を含めた藤沢市自転車等駐車場指定管理者審査選定委員会にて、応募書類をもとに応募団体によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。プレゼンテーションについては2

0分以内、ヒアリングは20分程度を予定しております。

申請者が多数の場合は、事前に書類審査を実施し、上位3位までの団体をプレゼンテーションの対象とします。審査結果はすべての申請者に文書で通知するとともに、市ホームページで公表します。

審査については、資料5「審査評価基準表」の評価項目ごとに評価した上で各応募団体の得点を算出し、総合的な観点に立って判断し選定します。

イ 選定審査対象除外（失格）

次の要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外します。

- (ア) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (イ) この要項に違反し、又は著しく逸脱したとき。
- (ウ) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されなかったとき。
- (エ) 提出期限までに必要な書類が提出されなかったとき。
- (オ) 審査選定委員会、市職員及びその他関係者に対して、審査にあたり公平性を損なうような接触をしたことが認められたとき。
- (カ) その他不正行為があったとき。

ウ 審査結果

令和8年10月下旬に、指定管理者として最も適当と認める応募団体を指定管理者候補者として決定し、全応募団体に結果を通知するとともに、藤沢市ホームページにて公開します。

(6) 指定管理者候補者の決定から協定の締結

- ア 指定管理者候補者となった団体は、業務開始に向けて市と必要な協議を行いながら、現指定管理者からの引継ぎを行ってください。
- イ 藤沢市議会の議決を経て、藤沢市長が指定管理者を指定しますが、速やかに指定管理者の指定に関する告示を行うものとします。
- ウ 指定管理者は、2027年（令和9年）1月31日までに市と指定管理期間中の基本的事項を定めた基本協定書をまとめ、同4月1日付で年度ごとの事業実施に係る事項を定めた年度協定書を締結します。
- エ 条例改正により、自転車等駐車場の利用料金が改定された場合には、協議の上利用料金体系を決定し、収支計画書についても再度提出することとします。

(7) 協定が締結できない場合

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しません。

- ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

イ 財務状況の悪化等により、管理業務の履行が確実でないと認められるとき。

ウ 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

IV その他

1 第三者への業務委託

指定管理者は、指定管理者が行うべき管理業務の全て又は主要な業務を第三者に委ねることはできません。

ただし事前に藤沢市の承認を得ることにより、清掃や警備業務等、個別の業務は再委託を可能とします。なお、著しく安価で委託できる等特殊な場合を除き、藤沢市内の業者を優先的に委託することを原則とします。

第三者委託において生じた損害や経費増加は、指定管理者の負担とします。

2 モニタリングの実施

施設の管理運営状況について、効率的かつ安定的な運営及び効果的な企画が図られているか、指導・評価し、併せて運営面でのPDCAサイクルを確立させるため、下表のとおり毎年度モニタリングを実施します。

区 分	実施目的	実施時期
第1四半期	業務履行状況の確認	7月
第2四半期	業務履行状況の確認	10月
第3四半期	業務履行状況の確認（※）	1月
第4四半期	年度事業実施に対する評価	翌年度4月

（※）第1～3四半期のモニタリング結果を次年度事業計画書に反映すること。

モニタリングでは、人員配置や苦情対応記録、従業員の研修実績等の机上調査から、文書の保管や修繕等の実施状況、清掃状況、掲示物確認等の現地踏査を実施します。

指定管理者は、モニタリングで指摘された事項を業務にフィードバックし、市民サービスの向上や経費削減等を図ります。

3 公の施設指定管理者評価委員会評価

外部の委員を中心に構成する公の施設指定管理者評価委員会が、指定管理者を選定する際に用いた審査基準、基本協定書、事業計画書及びモニタリング帳票などを参考に作成した評価項目を基に、指定管理者による管理運営状況の確認を中心に、総合的に評価するものとします。

(1) 評価の時期

公の施設指定管理者評価委員会による評価の時期は、原則として指定管理期間の中間年度（初年度と最終年度を除いた年度のいずれかのうち、市が指定する年度をいう。）に行うものとします。

(2) 評価結果の公表等

評価結果は市議会に情報提供を行うとともに、市ホームページ上で公開するものとします。

(3) 評価結果の活用

評価における指摘事項については、施設所管課によるモニタリング等により対応状況を定期的に確認するとともに、次期選定時の募集要項等の作成時に活用するものとします。

4 アンケート調査の実施

指定管理者は、利用者のニーズ等を把握し、市民サービスの向上と経営の効率化を目的としたアンケート調査を実施し、調査結果を集計・分析し、日々の業務の改善につなげるものとします。

5 情報の取扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の保護や秘密等の保持、情報の目的外利用の禁止等、情報セキュリティを遵守します。

また、本選定経過や指定管理業務における情報は、個人情報及び法人に係る競争上又は事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるもの等を除き、市ホームページ等において広く公開されます。

6 市政への協力

指定管理者は、藤沢市の計画・方針、監査や経理状況調査への対応等に関して、協力を行います。

7 業務の継続が困難になった場合の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合、又は、その恐れが生じた場合は速やかに報告するものとし、その場合の措置については次のとおりとします。

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となる恐れが生じた場合は、市は指定管理者に対して、改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。

(2) 指定が取り消された場合等の賠償

(1) により、指定管理者の指定が取り消され又は、業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、市が被った損害を賠償するものとします。

(3) 不可抗力等による場合

不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰することが出来ない事由により、業務の継続が困難となった場合は、市と指定管理者は業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難となったと判断した場合、市は指定管理者の指定の取消し又は、業務の全部若しくは一部の停止を命じることが出来ます。

8 法令等の遵守

指定管理業務の実施にあたっては、各種法令等を遵守します。法令等の詳細は、関係法令集を参照してください。なお、自転車等駐車場条例及び自転車等駐車場条例施行規則は現行の条例・施行規則を参考としてください。

9 引継ぎ

指定管理者は、現前指定管理者から指定管理事業を引継ぐ場合、指定管理期間の開始までに確実に引継ぎを受けることとします。

指定管理期間の終了又は指定の取り消しにより、次期指定管理者に事業を引継ぐ場合は、引継書を作成の上、市又は市が指定する者に対し、円滑な管理業務を行うための引継ぎを確実に実施することとします。

なお、現定期利用者は継続して車室を利用できるものとします。なお、利用料金等の条件に変更がある場合は、次期指定管理者が事前に継続利用の意向を確認した上で、移行手続きを行うものとします。

10 その他

本書に定めのない事項については、基本協定書に規定するもののほか、市と指定管理者の協議にて定めることとします。

11 連絡・提出先

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1（藤沢市役所分庁舎4階）

藤沢市道路下水道部道路下水道総務課自転車対策担当

電話：0466-50-3545 F A X：0466-50-8422

メール：fj-dorokasen-s@city.fujisawa.lg.jp

以 上

リスク分担表

項目	リスクの内容	負担者	
		藤沢市	指定管理者
管理運営費の上昇	人件費、物件費、物価変動に伴う経費の増		○
	金利変動による管理運営費の上昇に伴う経費の増		○
法令の変更	協定書締結時に考慮されていない指定管理者制度に直接関係する条例、規則改正その他の制度変更に伴う経費の増	○	
	施設の管理運営にかかる一般的な法令変更による経費の増		○
税制度の変更	施設の管理、運営に大幅に影響を及ぼす税制変更による経費増（消費税等）		○
	施設の管理、運営に係る一般的な税制変更による経費増（法人税等）		○
行政上の理由による事業変更等	行政上の理由により施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合における経費及びその後の維持管理経費の増及び収入の減 (基本協定書第46条第5項に基づく避難所等の開設及び運営に伴う経費の増を含む)	○	
指定管理者の提案に基づく業務内容の変更に伴う経費の増加	指定管理者の提案に基づく指定期間中の業務内容の変更に伴う経費の増及び収入の減		○
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも期すことのできない自然又は人為的な現象)による施設・設備の復旧にかかる経費	○	
	不可抗力による施設の利用制限に伴う利用料金収入の減少及び事業の中断等	協議事項	
需要変動	需要変動による収入の減		○
事業の中止・延期	年度協定締結以降の藤沢市の指示によるもの	○	
	指定管理者の業務不履行・放棄・破たん		○
業務水準の不適合	業務の水準が協定書等に定めた要求水準に不適合		○

項目	リスクの内容	負担者	
		藤沢市	指定管理者
施設・設備の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由の場合の修繕費用等の増及びそれに伴う事業の中断等		○
	指定管理者の瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で見積額1件200万円超のもの	○	
	指定管理者の瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で見積額1件200万円以下のもの		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う施設の利用制限による利用料金収入の減及び事業の中断等	協議事項	
備品の購入	備品の新規購入及び指定管理者の管理瑕疵によらない経年劣化等における備品の買替	協議事項	
施設利用者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由の場合(不適切な施設管理により利用者等がケガ等をした場合)		○
	上記以外の場合	○	
第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由の場合(不適切な施設管理により騒音、振動等が発生し、第三者に損害を与えた場合)		○
	上記以外の場合	○	
保険加入	施設の設置・管理上にかかわる賠償責任保険	○	
	施設の管理運営上にかかわる賠償責任保険		○
地域住民・施設利用者への対応	地域住民との協調		○
	施設管理・業務内容に関する住民及び施設利用からの苦情・要望への対応		○
	上記以外の場合	○	
資金調達	指定管理者から再委託業者への経費の支払い遅延によって生じた事由		○
書類の誤り	提案書、事業計画書、事業報告書等の指定管理者が提出した内容の誤りによるもの		○
指定期間満了時の費用	指定期間満了時又は指定を取り消された場合の撤収費用及び引継ぎに関する費用		○